

かごしま 市議会だより

2019 No.346

令和元年8月1日
編集・発行／鹿児島市議会
☎099-224-1111(市役所代表) ☎099-216-1454(政務調査課直通)
<鹿児島市議会ホームページアドレス>
http://www.city.kagoshima.lg.jp/gikai/index.html



第1回臨時会

第2回定例会

児童クラブ施設整備事業を含む

令和元年度一般会計補正予算可決



サクラジマアイランドビュー(桜島周遊バス)

新型バスデビュー！「桜島」の魅力を発信！

～目次～

- 第1回臨時会および第2回定例会の概要、議決された主な議案の要旨 **1面**
- 個人質疑から **2～4面**
- 委員会から、可決された意見書の要旨、市議会あんな話・こんな話 **4面**
- 委員会の構成 **5面**
- 市議会からのお知らせ **5・6面**
- 議案等に対する各会派等の表決態度 **6面**

【第1回臨時会】
第1回臨時会は、5月16日から22日までの7日間にわたって開かれ、特別委員会の中間報告、常任委員会等の委員の選任などを行いました。このほか「介護保険条例一部改正の件」など、議案5件を議決しました。

また、鹿児島県本港区の課題について、都市整備対策特別委員会が調査することを決定しました。

【第2回定例会】
第2回定例会は、6月19日から7月5日までの17日間にわたって開かれました。

この定例会では、令和元年度一般会計および桜島観光施設特別会計補正予算をはじめ本市の国際交流を推進するための拠点施設設置に向けた「国際交流センター条例制定の件」など、議案20件を議決しました。

このほか「教育予算の拡充を求める意見書」を可決しました。

議決された主な議案の要旨

【第1回臨時会】

- ▼鹿児島市介護保険条例一部改正の件
介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の保険料を軽減するもの
- ▼監査委員の選任について同意を求める件(2件)
・ 藺田裕之氏 ・ 飯屋秀一氏

【第2回定例会】

- ▼鹿児島市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例一部改正の件
家庭的保育事業等の設備および運営の基準の一部改正に伴い、関係条文の整備をするもの
- ▼鹿児島市森林環境譲与税基金条例制定の件
森林の整備に関する施策等に要する費用に充てるため、鹿児島市森林環境譲与税基金を設置するもの
- ▼鹿児島市立斎場条例一部改正の件
鹿児島市立斎場の管理を地方自治法の規定に基づき指定管理者に行わせるため、条文の整備をするもの
- ▼鹿児島市国際交流センター条例制定の件
本市の国際交流を推進するための拠点施設として、鹿児島市国際交流センターを設置するもの
- ▼鹿児島市税条例等一部改正の件
地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の非課税措置の対象に単身児童扶養者を追加するとともに、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減等を行うもの
- ▼令和元年度鹿児島市一般会計補正予算(第1号)
◎主な内容
・ 児童クラブ施設整備事業(5施設を増設・1施設を解体)
・ 森林環境譲与税基金積立金
- ▼令和元年度鹿児島市桜島観光施設特別会計補正予算(第1号)
・ 国民宿舎レインボー桜島管理運営事業
・ 監査委員の選任について同意を求める件
・ 内山 薫氏
- ▼教育委員会委員の任命について同意を求める件(2件)
・ 小栗有子氏 ・ 津曲貞利氏
- ▼公平委員会委員の選任について同意を求める件
・ 福元紳一氏
- ▼固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
・ 池谷金年氏

令和元年6月からの大雨による被害へのお見舞い
このたびの大雨により、本市でも尊い命が失われる大きな被害が発生しました。犠牲となられた方のご冥福を衷心よりお祈り申し上げますとともに、被害にあわれた皆様方にご見舞い申し上げます。

個人質疑から

インターネット放映
(アクセス方法)
市議会トップページ
→ インターネット議会中継録画



第1回臨時会では1人、第2回定例会では18人の議員が個人質疑を行いました。その中から一部を紹介します。質疑者は下記のとおりです。

- | | | |
|----------------------|----------------------|--------------------|
| たてやま清隆 議員(日本共産党) | 瀬戸山つよし 議員(自由民主党新政会) | 大園 たつや 議員(日本共産党) |
| 平山タカヒサ 議員(社民市民フォーラム) | しらが郁代 議員(公明党) | 杉尾ひろき 議員(自由民主党新政会) |
| 小森こうぶん 議員(自由民主党新政会) | 中元かつあき 議員(自由民主党新政会) | 片平孝市 議員(民主・無所属の会) |
| うえだ勇作 議員(自民みらい) | 堀 純則 議員(自由民主党) | 幾村清徳 議員(自由民主党維新の会) |
| のぐち英一郎 議員(無所属) | ふじくぼ博文 議員(社民市民フォーラム) | |
| 大園盛仁 議員(黎明の会) | 小川みさ子 議員(無所属) | |
| 崎元ひろのり 議員(公明党) | 井上 剛 議員(自民みらい) | |

(掲載記事は質疑順ではありません。)

第1回臨時会

国民健康保険税条例の一部改正

問 国民健康保険税条例の改正内容と市民への影響は。

答 平成31年3月の地方税法施行令の一部改正を受け、基礎課税額の課税限度額を3万円引き上げるとともに、5割軽減および2割軽減の対象となる世帯に係る軽減判定所得の基準を引き上げるものである。

影響としては、課税限度額の引き上げでは約980世帯が対象となり、1世帯当たり約2万9千円の負担増を見込んでいます。

また、軽減判定所得基準の引き上げでは、新たに5割軽減の対象となる世帯数は約150世帯で、1世帯当たり約3万9千円、新たに2割軽減の対象となる世帯数は約340世帯で、1世帯当たり約1万6千円の負担軽減を見込んでいます。

第2回定例会

ラグビーワールドカップ開催に向けた南アフリカチームのキャンプ

問 ラグビー南アフリカチームのキャンプ実施に当たり、気運醸成のための取り組み内容は、また、市民と南アフリカチームとの交流予定や、本市の魅力発信の時期、手段は。

答 キャンプに向けた取り組みとして、南アフリカのラグビーを題材とした映画鑑賞会を実施したほか、今後、小学生を対象にラグビー教室等を行うこととしている。

また、令和元年9月のキャンプ

期間中に、2回の公開練習やサイン会などを開催するほか、市内小・中・高校への選手訪問も予定している。

本市の情報発信については、同国のラグビーマガジンのホームページに本市観光情報のバナー広告を掲載したほか、来訪する多くのサポーター、マスコミ関係者等の報道やSNS(会員制交流サイト)等を通じ、大会期間中はもとより、大会後も本市の魅力が広く発信されるものと考えています。



スクラムを組む南アフリカチーム(写真左)

サッカー等スタジアムの建設

問 令和元年6月の県議会において、県知事が住吉町15番街区を「スタジアムの候補地として前向きに検討することも可能である」と発言したことについての見解は、また、サッカー等スタジアムの運用開始時期は。

答 同街区については、天文館等の中心市街地との回遊性が期待できるとともに、ドルフィンポーターエリアとの連携の可能性もあることから、サッカー等スタジアム整備検討協議会で選定された他の二つの候補地とともに、同スタジアムの立地に適した候補地の一つであると考えているが、本市としては、3カ所の候補地について、それぞれの課題を含め、県や関係機関をはじめ地権者等と丁寧な協

議を行っていききたいと考えています。

また、同スタジアムは、本市がスポーツを通じたまちづくりを進めるに当たり、核となる大変重要な施設であることから、できるだけ早期に十分な検討を踏まえ、スタジアム整備が実現できるように、本市や県を中心にオール鹿兒島で取り組みを進めていきたい。

小規模修繕希望者登録制度

問 平成22年度から開始した小規模修繕希望者登録制度について、一度も受注機会がなかった登録業者数・割合、これまでの改善の内容と効果は。

答 また、同制度を今後、一層推進することについての見解は。

答 同制度の登録更新年度において受注機会がなかった登録業者数と割合は、24年度は48業者・63割、27年度は43業者・59割、30年度は34業者・46割で、30年度から4カ月ごとに発注状況と見積状況を調査し、その結果をもとに、全課合わせた業者別の見積状況を全庁的に提示し、見積依頼の回数が均等になるように周知を図ったことと、受注のない業者の割合が減少したところである。

同制度は、小規模修繕を行う市内業者の経営の安定にも資することから、今後とも受注機会を確保していききたい。

高齢者の交通安全対策

問 高齢運転者を第一当事者とする交通事故の国、県、市ごとの件数と主な事故内容は。

答 また、高齢運転者の交通安全教育指導体制はどのようになされているか。さらに、事故の未然防止対策車両に対する補助制度を創設

すべきと考えるが見解は。

答 平成30年中の65歳以上の高齢運転者による交通事故件数は、国9万57件、県1510件、市539件で、全国的に出会い頭の衝突や追突事故などが多いようである。また、高齢運転者に対しては、交通安全教室や安全運転サポートカー体験教室などにおいて、高齢者の特性を踏まえた交通安全教育を実施しているところである。

同補助制度の創設については、国においても、高齢運転者の交通安全緊急対策を講じることとされ、今後とも国や県などの動向を注視していききたい。

食品ロスの削減

問 まだ食べられるのに捨ててしまふ食品ロスの削減に対する認識と今後の取り組みは。また、食品ロス削減推進法が施行されるが、本市の今後の取り組みは。

答 生ごみには食品ロスが多く含まれており、その削減は「家庭ごみマイナス100g」を達成するための重要な課題であることから、目標達成に向け、「食べ切り」、「使い切り」を住民説明会や街頭キャンペーンなどで、より一層呼びかけていくとともに、事業所ごみの減量に向けて、3010運動の啓発に努めていきたい。

また、同法においては、自治体の役割として、食品ロス削減推進計画の策定等に努めることが規定されており、本市としては、政府が定める基本方針等を踏まえ、具体的な対応を検討していききたい。

3010運動

解説 宴会等の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、「乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみま

しょう」、「お開き10分前になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう」と呼びかけて、食品ロスを削減するもの。

保育所等での園外活動の安全対策

問 大津市において発生した保育所での園外活動中の交通事故を受けて出された国等からの通知の内容と本市の対応は。また、園外活動の安全対策に向けた国等の取り組みと、本市としても関係部局が連携して取り組むための横断的な体制を確立すべきでは。

答 通知の内容は、同市の事案を踏まえ、園外活動の際の移動経路の安全性や、職員体制などを含めた安全確保の再確認を求めらるもので、本市としては、通知を踏まえ、保育所等に周知を行ったところである。

国においては、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検を含む交通安全緊急対策が決定され、保育所等や地方公共団体、道路管理者、警察など関係機関が連携し、令和元年9月末までに合同点検を実施することなどが示されている。

関係部局との連携については、国の緊急対策を踏まえる中で、適切に対応していききたいと考えている。



園外活動中の保育園児

子どもの貧困対策

問 本市の子どもの貧困対策の現状と成果は。また、子どもの貧困対策推進法の改正に対応し、子どもの貧困対策に関する計画を策定することへの見解は。

答 本市では子どもの貧困対策につながる施策として、平成29年度に実施した子どもの生活に関するアンケート調査の結果を踏まえ、30年度にひとり親家庭等ガイドブックの発行を、また、令和元年度にはひとり親家庭等総合相談会を開催するなど、子どもの貧困対策の推進を図ってきているところである。

今回の法改正により、市町村に子どもの貧困対策計画策定の努力義務が課されたところであり、今後、新たに国から示される大綱等も踏まえ、適切に対応していきたいと考えている。

幼児教育・保育の無償化

問 幼児教育・保育の無償化の基本的な考え方および無償化とならない費用とその理由は。また、年度途中からの実施となることや3歳到達日が誕生日ごとに異なることにより、混乱が生じるのではないかと。

答 無償化については、3歳から5歳までの全ての児童と、0歳から2歳までのうち、住民税非課税世帯の児童を対象に、認可保育所や認定こども園、幼稚園等の保育料を無償化するもので、通園送迎費や給食費など保護者から実費で徴収する費用は、無償化の対象とならないとされている。令和元年10月の無償化の実施に

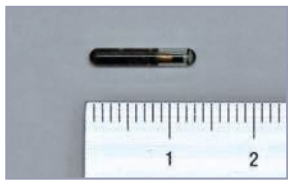
向け、利用者や施設に混乱が生じないよう、無償化の概要のほか、満3歳児の取り扱いや給食費の実費徴収の実施などについて、十分な周知に努めていきたい。

動物愛護法改正に伴うマイクロチップ装着の義務化

問 犬や猫へのマイクロチップ装着に係る費用とその義務者は。また、改正法の施行時期と本市に与える影響は。

答 日本獣医師会によると、装着費用は一般的には数千円から1万円程度で、情報の登録に別途千円の費用が必要とのことである。今回の法改正では、犬や猫の販売業者に装着等が義務付けられており、すでに犬猫を飼っている人や販売業者以外から入手した人には、努力義務が課されている。また、マイクロチップ装着の義務化は、改正法が公布された令和元年6月から3年以内に施行されることとなっている。

マイクロチップは、一度体内に埋め込むと、脱落や消失、データの書き換えなどの危険性がなく、確実な身元証明となることから、返還率の上昇が見込めるほか、飼い主が明らかになることにより犬猫の遺棄の防止にも役立つものと考えている。



マイクロチップ

森林経営管理制度と森林環境譲与税

問 森林環境譲与税の概算額とその用途は。また、本市の森林計画が策定されていない人工林面積と、現時点での森林の状況把握や所有者の意向確認状況は。

答 同税は、森林経営管理制度の財源として、国から森林環境税を前倒しする形で譲与されるもので、令和元年度は4336万3千円を見込んでおり、用途については、森林の整備や人材の育成・確保、木材の利用促進などに関する施策に要する費用に充てなければならぬとされている。

本市の民有林は2万7千畝で、経営管理をするための計画が策定されていない人工林は約7千畝である。

森林の状況については、林地台帳等を作成したところであるが、現に所有している者の全ては特定できていないところである。所有者の意向確認については、今後実施することとしている。



間伐作業の様子

農業の6次産業化とスマート農業の導入

問 本市農業の6次産業化の推進方策と現況は。また、スマート農業の導入と普及の状況は。

答 農業の6次産業化については、生産から加工・販売までの幅広い経営能力が必要とされることから、新商品開発や販売促進などの支援を行っており、現在13の個人・団体が桜島小みかんや小松菜などの農畜産物を加工、販売している。

また、スマート農業については、先進的な活用事例の情報提供や、国などの事業の活用を努めてきており、農作業の省力化につながる牛の分娩監視カメラ等が普及しているところである。

解説 スマート農業

ロボット技術やICTを活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業。

平川動物公園遊園地リニューアル事業

問 平川動物公園遊園地リニューアル事業で実施されたサウンドイング型市場調査の結果と同事業全体の進捗状況は。また、調査結果を受けての整備方針と供用開始までのスケジュールは。

答 同事業については、平成30年度に実施したサウンドイング型市場調査において、民間事業者単独による施設全体の整備・運営は困難であるが、官民が連携した整備であれば、民間事業者が参入する可能性があるなどの意見が寄せられたところである。このほか、測量や地質調査などの基礎調査を行ったところであり、令和元年度は、既存施設の撤去等の設計業務を行うこととしている。また、遊園地の整備については、元年度に民間活力の導入を視野に入れた整備や管理運営方法を検討することとしており、2年度に事業者の募集・選定を行い、4年度以降の供用開始を目指していきたい。

解説 サウンディング型市場調査

民間事業者から広く意見、提案を求める市場調査のことを言い、検討の早い段階で民間事業者との対話を通じて利活用の方向性、市場性の有無、市場性を高めるため

のアイデアを得ることを目的に実施するもの。

車イス使用者の市営住宅入居の課題

問 車イス使用者の車イス住宅以外の市営住宅への入居の可能性とその周知は。また、入居申し込みの際に、生活動線を事前に確認する必要があると考えるが、現状と改善の見通しは。

答 車イス使用者については、申し込み資格を満たすことで、シルバーハウジングなど、一定のパリアフリー化が図られた車イス住宅以外の市営住宅への入居は可能となっている。なお、これらの住宅には、車イス使用者の状況によっては生活に支障となるものもあることから、車イス対応の住宅としての周知は行っていないところであり、今後の課題と考えている。

また、申し込みの際に、生活動線を確認できることは必要と認識しているが、現状は当選後に確認していただいております。今後、車イス使用者に配慮した対応を検討していきたい。

市営住宅の連帯保証人制度の見直し

問 民法改正を受け、連帯保証人を不要とした先例市の対応内容と、県指定の居住支援法人の実施する「地域ふくし連帯保証」の概要は。また、同法人を活用した本市の制度見直しの検討状況は。

答 先例市である岡山市や西宮市では、連帯保証人を不要としており、両市とも、緊急時の連絡先として、複数人を確保する対応をとっている。「地域ふくし連帯保証」は、同

法人が社会福祉協議会やボランティア団体等の地域福祉の担い手と連携し、地域社会とのつながりと家賃保証を利用者に提供するものである。

市営住宅の連帯保証人については、同法人による機関保証や民間の家賃保証サービスの活用について、年内をめどに、検討していきたい。

公園の利活用

問 公園が担う役割は。また、利用者が健やかに生き生きと活動するための公園の有効活用に向けた見解は。

答 公園は、あらゆる世代の方々が自然的環境の中で、休息、散歩、遊戯、運動などのレクリエーションや地震などの災害時の避難などにおいて利用されることを目的とした公共空間で、市民に潤いと安らぎを提供し、多様な機能を発揮するオープンスペースとしての役割を担っている。また、子どもから高齢者まであらゆる世代に幅広く利用されている施設であることから、近年の少子高齢化の進行に伴う市民ニーズの変化に対応した利用が求められる。今後、町内会など地域団体による管理運営も検討していきたいと考えている。



市民の憩いの場である公園

県内初認定となった日本遺産

問 令和元年5月に認定された日本遺産の構成文化財と、本市において鹿兒島城跡と喜入旧麓地区を選定した理由は。また、認定のメリットと今後地元が取り組むべきことは。

答 今回認定された日本遺産については、「薩摩の武士が生きた町」をストーリーとして、本市を含む9市に所在する城跡や庭園など95件の文化財で構成されている。本市の2地区の選定理由は、鹿兒島城周辺地区は外城制度における本城の鹿兒島城跡があること、喜入旧麓地区は武家屋敷や山城跡などがあることである。

日本遺産認定のメリットは、地域の認知度が高まるとともに、地域のブランド化等にも貢献するものとされており、今回の認定を機に、地元の方々にも構成文化財を活用した地域の活性化に取り組んでいただきたいと考えている。



喜入旧麓の武家屋敷

桜島フェリーの現状と課題

問 桜島フェリーは、令和元年度から4年度までは純損失が続き、5年度から純利益が生じるとする背景と根拠は。また、桜島の居住

者が利用しやすい適切な割引料金の設定を模索すべきではないか。

答 今後の経営見直しについては、運賃等の改定に伴い営業収益は増加するものの、燃料費や減価償却費等の影響により4年度までは、営業費用が営業収益を上回ると見込んでおり、単年度収益が黒字となるのは5年度以降と考えている。

運賃については、桜島地域に住んでいるなど利用機会の多い方がより利用しやすくなるよう、割引率の高い旅客定期券や自動車航海回数券を設けているほか、元月6月からは持参人式定期券を導入するなど、サービス向上に取り組んでいる。

地域の方々にご利用しやすい制度のあり方については、地方公営企業法に基づき、公正妥当な料金設定の中で、引き続き研究していきたい。

市営バス路線の一部民間移譲

問 令和2年4月以降、市営バス39路線のうち20路線を民間に移譲する方針が示されたが、検討の経緯と民営化による本市財政や市民サービスへの影響は。また、市民の足を守る立場としての市長の見解は。

答 自動車運送事業の抜本的見直しについては平成30年3月に交通事業経営審議会で「民間事業者へ一部路線を移譲して経営改善を図るべき」との答申がなされ、これに基づき取り組みを進めてきた。

今回の路線移譲により交通事業全体の収支均衡が図られ、また、利用者サービスを維持できるように協力を進めてきており、運行主体が変わる以外には、特に影響はないものと考えている。

市民の移動手段の確保を図ることは重要であることから、民間事業者が路線を移譲することにより運行経路や便数を維持確保するとともに、市営バスの事業継続を図るものであると考えている。



委員会から

国際交流センターの施設管理

問 国際交流センターについては、市が交流施設を、県が宿泊施設を区分所有することとしているがその割合は。また、共有部分の管理に係る維持管理や修繕等の費用の負担割合を整理する考えは。

答 延床面積については、本市が所有する交流施設が1257.07平方メートル、県が所有する宿泊施設が2069.96平方メートル、共有部分が99.75平方メートルの合計3426.78平方メートルとなっており、交流施設と宿泊施設の延床面積の割合は、およそ38対62となっている。

また、共有部分に係る業務委託や修繕等における費用負担の割合については、一定の整理を行う必要があることから、マンションなどの区分所有の割合をもとに算出する例などを参考に県と協議を進めているところであり、早急に合意を得たいと考えている。

市営バス路線移譲の検討経過

問 移譲路線および交通局に残す路線はどのように選定したか。

答 移譲する路線は、交通事業経営審議会から要望のあった「新たな競合路線を生まないようにすること」や「民間事業者の路線エリアを考慮すること」などを踏まえ、民間事業者との協議の上決定したが、その具体案は、バス運転士を含む局内のワーキンググループで議論を行うなど詳細な検討を行った上で作成したものである。

一方、団地と幹線をつなぐ路線は、市電を運行する局にとって重要な路線であることや、伊敷方面の路線は収支が比較的良好であり、交通事業全体の収支均衡を図る上で必要な路線であることから局に残すこととした。

問 移譲路線の運行経路や便数の維持期間を原則3年とした理由と今後の対応は。

答 公営交通の路線を移譲した他都市において、維持期間は2年から3年が多い中、3年から5年の維持について粘り強く協議を行ったが、結果として3年となった。

また、維持期間終了後については、移譲路線は現状は赤字だが利用者が多く、民間事業者の原価で運行すれば利益が見込まれること、県内の公共交通サービスをリードする交通事業者への移譲であることから、可能な限り路線等を維持していただけるものと考えており、移譲後も要請を続けていきたい。

北部、南部両斎場の指定管理者制度導入

問 北部、南部両斎場に指定管理者制度を導入するに至った経緯は。

答 北部斎場は昭和63年11月、南部斎場は平成4年2月に供用開始し、同制度の導入を検討した経緯はあるが、両斎場とも供用開始から相当年数が経過し、火葬炉設備の全面改修を23年度から年次的に行ってきたことから、その改修を待って令和2年度から同制度を導入することとしたものである。

問 同制度導入による市民サービスの向上と経費縮減については、どの程度の効果を見込んでいるか。

答 同制度の導入により、受付、案内、収骨等といった一連の業務を一体的に行うことができるほか、業者が一定期間継続して業務を行うことにより、さまざまな技術の習得等が可能となり、市民サービスの向上が図られるものと考えている。また、これまで業務ごとに契約していた約40の業務委託を一つにまとめて契約することで、スケジュールメリットによる経費縮減効果が期待されることであり、同制度を導入している中核市では人件費などの管理運営費が2割縮減できたといった事例もある。

市議会 あんな話・こんな話 第29話

「市立美術館の建設」

市立美術館は昭和29年9月に開館、以来ユニークな地方美術館として郷土の美術振興に寄与してきましたが、増大する収蔵品と多様化する市民の文化的ニーズに対応することが困難となり、旧美術館を解体撤去して、跡地に新美術館が建設されることになりました。

50年10月に「市立美術館建設調査会」が設置され、美術館建設のための基本構想と性格、位置、規模の3点について審議が重ねられました。そして、53年11月に美術館長に「地元関係作家の作品を中心に、近代の作品を主として収集、展示する」という位置が現在地が適当③規模は床面積6500〜7000平方メートルが適当、という答申がなされました。市議会では52年の第1回定例会で総務文教委員長が「美術館のあり方や新しい美術館建設については前向きに検討されたい」と要望しました。

57年第1回定例会で当局側は、「基本的には調査委員会答申を尊重する。」と答申した。昭和60年10月に開館した新美術館。令和元年7月19日から9月1日まで、水辺の風景を愛した画家「シャルル・ワ・ドロービ」展を開催中です。



可決された意見書の要旨

第2回定例会では1件の意見書案を原案どおり可決しました。要旨は次のとおりです。

●教育予算の拡充を求める意見書

国においては、令和2年度の予算編成において、子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進するとともに、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持することを強く要請するため、国会および関係府政庁に対し意見書を提出します。

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣

委員会の構成

(令和元年5月22日現在)

委員会	定数	現員	委員(◎委員長 ○副委員長)	所管事項	委員会	定数	現員	委員(◎委員長 ○副委員長)	調査・審査事項		
常任委員会	総務消防	10人	10人	◎佐藤高広 伊地知紘徳 ○平山哲 飯屋秀一 中原ちから 志摩れい子 大園たつや うえだ勇作 小森のぶたか 小森こうぶん	総務局、企画財政局、会計管理室、消防局、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項	議会運営委員会	12人	12人	◎川越桂路 杉尾ひろき ○中原ちから 奥山よしじろう 徳利こうじ 小森のぶたか 米山たいすけ 大森忍 しらが郁代 志摩れい子 大園たつや 入船攻一	1 議会の運営に関する事項 2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 3 議長の諮問に関する事項	
	市民健康福祉	10人	10人	◎古江尚子 山口たけし ○井上剛 大園盛仁 しらが郁代 ふじた太一 わきた高德 長田徳太郎 大森忍 平山たかし	危機管理局、市民局及び健康福祉局の所管に属する事項	特別委員会	桜島爆発対策	12人	12人	◎中元かつあき 柿元一雄 ○藺田裕之 小川みさ子 園山えり 片平孝市 霜出佳寿 平山哲 杉尾ひろき 秋広正健 松尾まこと 入船攻一	桜島火山の継続的な爆発に伴う降灰対策等について調査検討を行い、国・県の財政措置を含めた各種施策のより一層の充実強化を期すため、関係当局への意見反映をはかる。
	産業観光企業	10人	10人	◎米山たいすけ 長浜昌三 ○霜出佳寿 田中良一 園山えり 森山きよみ 瀬戸山つよし 中島蔵人 奥山よしじろう 入船攻一	産業局、観光交流局、農業委員会、市立病院、交通局、水道局及び船舶局の所管に属する事項		都市整備対策	12人	12人	◎幾村清徳 崎元ひろのり ○ふじた太一 大森忍 中原ちから 川越桂路 佐藤高広 田中良一 大園たつや 大園盛仁 堀純則 上門秀彦	本市が当面している都市整備問題(河川改修、港湾整備、バイパス建設、鹿児島中央駅周辺及び鹿児島港本港区の課題)について調査検討を行い、関係当局への意見反映をはかる。
	建設	10人	10人	◎上田ゆういち のぐち英一郎 ○中元かつあき 幾村清徳 藺田裕之 上門秀彦 堀純則 片平孝市 崎元ひろのり 秋広正健	建設局の所管に属する事項		地方創生に関する調査	13人	13人	◎瀬戸山つよし ふじくぼ博文 ○平山タカヒサ のぐち英一郎 たてやま清隆 井上剛 奥山よしじろう 古江尚子 長浜昌三 飯屋秀一 小森のぶたか 中島蔵人 伊地知紘徳	地方創生に係る本市の「人口ビジョン」及び「総合戦略」の進捗状況等について調査検討を行い、関係当局への意見反映をはかる。
	環境文教	10人	10人	◎ふじくぼ博文 杉尾ひろき ○柿元一雄 松尾まこと 平山タカヒサ 川越桂路 徳利こうじ 小川みさ子 たてやま清隆 三反園輝男	環境局及び教育委員会の所管に属する事項						

請願と陳情

市政に対する市民の要望や希望を直接反映させるための方法として、だれでも請願書や陳情書を議会に提出することができます。本市議会では本市の議員の紹介があるものを「請願」、議員の紹介がないものを「陳情」として取り扱っています。

請願の場合は、すべて委員会に付託し、会期中(定例会の期間中)または閉会中(定例会終了後から次の定例会が始まるまでの間)に審査します。

陳情の場合は、委員会に付託するものと全議員に参考送付するもの(陳情内容が国等へ意見書提出を求めるものや委員会付託になじまないと判断されるものなど)がありますが、付託されますと、原則として閉会中の委員会において審査します。

会議録の閲覧・貸し出し

会議録は、下記の公共施設で閲覧できるほか、一部の施設では貸し出しを行っています。

【閲覧・貸し出しの両方】

市立図書館、県立図書館、地域公民館、勤労女性センター、勤労青少年ホーム、サンエールかごしま、市消費生活センター

【閲覧のみ】

市議会図書室、市政情報コーナー、市民相談センター、各支所(東桜島合同庁舎含む)、地域福祉館、高齢者福祉センター、知的障害者福祉センター、福祉コミュニティセンター、勤労者交流センター、校区公民館

【会議録検索システム】

市議会ホームページにある「会議録検索システム」で平成6年以降の会議録を開催年、ことば、発言者名などで検索・閲覧できます。

また、平成31年4月1日から、スマートフォンに対応した機能を追加しました。

<アクセス方法>

市議会トップページ→「市議会会議録検索システム」



市議会事務局議事課 ☎ 099-216-1456(直通)

政務活動費収支報告書等のインターネット公開

平成28年5月分からの政務活動費収支報告書と収支内訳書、領収書等の写しを、インターネットで公開しています。

政務活動費の交付を受けた会派ごとに、平成31年3月分までの文書をご覧いただけます。

詳しくは市議会ホームページをご覧ください▶



政務活動費とは

地方自治法および鹿児島市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき、鹿児島市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものです。

【交付対象】

市議会における会派(所属議員が1人の場合を含みます。)

【交付額および交付の方法】

次の合算額を、4月から9月までと10月から翌年3月までの各区分による期間ごとに交付します。

- 各月の1日における当該会派の所属議員数に月額150,000円を乗じて得た額

- 各月の1日において現に会派が雇用している事務補助員に係る当該月分の雇用に要する経費として月額270,000円以内で市長が別に定める基準により算定した額

市議会図書室でも政務活動費収支報告書等を閲覧できます

平成25年度分からの収支報告書等の写しは、市議会図書室で閲覧できます。閲覧を希望される方は、市議会事務局総務課(西別館3階)までお越しください。

閲覧場所: 市議会図書室(西別館4階)

閲覧時間: 午前8時30分~午後5時15分(閉庁日を除きます。)

市議会事務局総務課 ☎ 099-216-1450(直通)

調査時報(2019年6月号)の発行

市議会事務局では、中核市の主要新規単独事業および新規開設施設等をまとめた「調査時報」を発行しました。市議会ホームページや下記の施設で閲覧することができます。

【閲覧ができる場所】

市議会図書室、市政情報コーナー、鹿児島中央駅市民プラザ、市民相談センター、市消費生活センター、各支所(東桜島合同庁舎含む)、地域福祉館、高齢者福祉センター、知的障害者福祉センター、吉田福祉センター、福祉コミュニティセンター、勤労者交流センター、市立図書館、県立図書館、地域公民館、勤労女性センター、勤労青少年ホーム、サンエールかごしま

<アクセス方法>

市議会トップページ→「調査時報」



市議会だよりの点字版・音声版の作成

目の不自由な方々に市議会の活動を知っていただくために、市議会だよりの点字版・音声版(テープ・CD)を作成しています。

配布を希望される方は、市議会事務局政務調査課までご連絡ください。



市議会事務局政務調査課 ☎ 099-216-1454(直通)

議案等に対する各会派等の表決態度

○賛成 ×反対

議案	件名	自由民主党新国会	公明党	社民市民フォーラム	自民みらい	民主・無所属の会	自由民主党維新の会	自由民主党	日本共産党	黎明の会	無所属A	無所属B	無所属C	結果
議案	【第1回臨時会（5月）】													
	▼専決処分の承認を求める件〔鹿児島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	承認
	▼専決処分の承認を求める件〔鹿児島市税条例の一部を改正する条例〕	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	▼鹿児島市介護保険条例一部改正の件	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	▼監査委員の選任について同意を求める件〔2件〕	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
	【第2回定例会（6・7月）】													
	▼鹿児島市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例一部改正の件	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	
	▼鹿児島市立斎場条例一部改正の件													
	▼鹿児島市災害弔慰金の支給等に関する条例一部改正の件													
	▼鹿児島市立幼稚園保育料条例廃止の件													
	▼鹿児島市森林環境譲与税基金条例制定の件													
	▼鹿児島市給水条例一部改正の件													
	▼損害賠償の額の決定及び和解に関する件〔市道におけるグレーチングの管理不全による自転車転倒負傷等事故〕													
	▼鹿児島市手数料条例一部改正の件	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	▼鹿児島市国際交流センター条例制定の件													
▼鹿児島市税条例等一部改正の件														
▼自動車購入の件〔水槽付消防ポンプ自動車〕														
▼鹿児島市火災予防条例一部改正の件														
▼令和元年度鹿児島市一般会計補正予算（第1号）														
▼令和元年度鹿児島市桜島観光施設特別会計補正予算（第1号）														
▼専決処分の承認を求める件〔令和元年度鹿児島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）〕	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	
▼監査委員の選任について同意を求める件														
▼教育委員会委員の任命について同意を求める件〔2件〕	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意	
▼公平委員会委員の選任について同意を求める件														
▼固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件														
意見書案	【第2回定例会（6・7月）】													
▼教育予算の拡充を求める意見書提出の件	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
陳情	【第1回臨時会（5月）】													
▼桜島地域の住民に対する桜島フェリー自動車航送運賃の負担軽減策について	×	×	×	○	×	×	×	○	○	×	○	○	不採択	

会派名等	議員数	所属議員名	会派名等	議員数	所属議員名
自由民主党 新政会	13人	中元かつあき 霜出佳寿 佐藤高広 瀬戸山つよし	民主・無所属の会	5人	米山たいすけ 伊地知紘徳 三反園輝男 ふじた太一 片平孝市
		杉尾ひろき わきた高德 奥山よじろう 川越桂路	自由民主党 維新の会	4人	柿元一雄 志摩れい子 中島蔵人 幾村清徳
公明党	6人	しらが郁代 松尾まこと 上田ゆういち 長浜昌三	自由民主党	3人	堀 純則 古江尚子 入船攻一
		小森のぶたか 崎元ひろのり	日本共産党	3人	園山 えり たてやま清隆 大園たつや
社民・市民 フォーラム	6人	平山タカヒサ 中原ちから 大森 忍 ふじくぼ博文	黎明の会	2人	大園盛仁 平山 哲
		森山きよみ 秋広正健	無所属A	1人	平山たかし
自民みらい	5人	徳利こうじ 藺田裕之 井上 剛 田中良一	無所属B	1人	小川みさ子
		うえだ勇作	無所属C	1人	のぐち英一郎

本会議の傍聴にお越しく下さい

傍聴を希望される方は、西別館4階の本会議傍聴受付までお越しください。

傍聴受付で、傍聴人受付名簿に住所、氏名等をご記入いただいた後、係員が傍聴席へご案内します。なお、傍聴の際は、守っていただく事項もございますのでご了承ください。

- ・耳の不自由な方のために議場のマイクの音を聞き取りやすくするワイヤレス補聴器を用意しています。
- ・手話通訳や要約筆記を希望される方は、傍聴希望日の5日前（閉庁日を除く。）までにご連絡ください。手話通訳や要約筆記に要する費用の本人負担はありません。
- ・身体障害者の方は補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）と同伴で傍聴できます。



親子席

防音機能を備えたガラス張りの部屋になっていますので、子ども連れの方も安心して傍聴できます。



車いすスペース

車いすを使用している方も気軽に傍聴できます。



ワイヤレス補聴器

音声がかえにくい方に貸し出します。

市議会事務局総務課 ☎ 099-216-1450(直通)

